

○霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例

平成27年10月5日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、本市における温泉を利用した発電事業の実施に関する手続を定め、温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図ることにより、貴重な共有財産として将来の世代に引き継ぎ、及びその持続的な利用を可能とし、もって自然環境の保全及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温泉 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。
- (2) 発電事業者 温泉を利用して地熱発電を行う事業者をいう。
- (3) 対象事業 発電事業者による既存の温泉を利用若しくは温泉を新たに掘削、替え掘り若しくは増掘して行う地熱発電事業又は発電後に生じる蒸気や熱水等を活用した事業をいう。
- (4) 事業計画 対象事業に関し、市長が別に定める事項を記載した計画をいう。
- (5) 暴力団関係法人等 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(暴力団の構成員若しくは暴力団に協力し、関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。)が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。

(責務)

第3条 発電事業者は、対象事業を実施するに当たっては、その進捗段階に応じて、市、地域住民、温泉利用事業者(温泉を公共の浴用又は飲用など厚生的な目的で利用するもの又は温泉を配湯、発電、農業等産業的な目的で利用するものをいう。)その他関係者に対して、事業計画の内容及びその進捗状況を説明する機会を設けなければならない。

(事業計画の同意)

第4条 発電事業者は、対象事業を実施するに当たり、次の各号に掲げる行為を行う場合には、当該各号に定める日までに市長に事業計画を提出し、あらかじめ(第2号にあっては、同号に規定する申請に係る鹿児島県知事の処分後)その同意を得なければならない。

- (1) 発電事業者が発電事業に係る温泉資源賦存状況調査(温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(改訂)(平成29年10月環境省自然環境局策定)中第三の2に定める地熱開発のための調査及びこれに準ずるものをいう。)を行うとき 当該調査(既存資料調査を除く。)を実施しようとする日の90日前
- (2) 発電事業者が温泉法第3条又は第11条の規定により鹿児島県知事への申請を行うとき(発電事業の開始後に実施する掘削等で発電出力の増加を伴わないものを除く。)

当該申請を行おうとする日の90日前

(3) 発電事業者が発電設備の設置工事を行うとき 当該設置工事を行おうとする日の90日前

(4) 発電事業者が事業実施のために必要とされる法令等の手続に関して市長の同意等を必要とする場合 当該手続を行う90日前

2 市長は、同意の可否に関し審査するため、前項により事業計画を提出した発電事業者に対し、必要と認められる情報を文書により提出することを求め、又は当該発電事業者の同意を得て現地調査を実施することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により事業計画の提出を受けたときは、霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めるものとする。

4 市長は、地域の温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図るため、必要に応じて、前項に規定する委員会の意見(第1項第2号に係るものに限る。)を踏まえた意見書を鹿児島県知事に提出するものとする。

5 市長は、第3項に規定する委員会の意見を参酌して同意の可否を決定するものとする。

6 市長は、同意を行う場合には、発電事業者に対して必要な条件を付すことができ、発電事業者は当該条件を事業計画の内容に反映させなければならない。

(事業計画の変更の同意)

第5条 発電事業者は、前条第1項の同意を得た事業計画の内容に著しい変更が生じる場合は、当該変更が生ずる90日前までに変更後の事業計画(以下「変更事業計画」という。)を市長に提出し、あらかじめその同意を得なければならない。

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定により変更事業計画が提出された場合について準用する。この場合において、前条第2項、第3項及び第6項中「事業計画」とあるのは「変更事業計画」と読み替えるものとする。

(同意の要件)

第6条 市長は、事業計画(変更事業計画を含む。)の内容が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の同意(前条第1項によるものを含む。)を行ってはならない。

(1) 発電事業者が暴力団関係法人等であるとき。

(2) 対象事業が、自然環境、生活環境等に及ぼす影響に対し適切な措置を講じた上で実施されるものでないとき。

(3) 対象事業が、適切な土地利用及び景観との調和に配慮して実施されるものでないとき。

(4) 前2号に掲げるもののほか、対象事業が実施されることにより公益を害するおそれがあるとき。

(同意の取消し)

第7条 市長は、第4条第1項の同意を得た事業計画(第5条第1項の同意を得た変更事業計画を含む。)の内容に基づく事業が、地域の温泉資源や自然環境等に著しい影響を及ぼ

し、その他公益を害するおそれがあると認めるときは、当該同意を取り消すことができる。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認めるときは、第4条第1項の同意(第5条第1項によるものを含む。)を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項各号に係る同意 発電事業者が暴力団関係法人等であることが判明したとき。

(2) 第4条第1項第1号及び第3号に係る同意 発電事業者が、正当な理由なく、同意を得てから1年以上同意を得た行為に着手しないとき又は同意を得た行為が完了する予定の日から相当な期間が経過しているにもかかわらず、当該行為の完了が見込まれないとき。

(3) 第4条第1項第2号に係る同意 発電事業者に係る温泉法第5条第1項に規定する有効期間が経過したとき又は同法第9条第1項の規定により許可が取り消されたとき。

(協定の締結)

第8条 市長は、第4条第1項により市長に事業計画を提出した発電事業者に対し、発電事業の実施に係る環境保全に関する協定(以下「協定」という。)の締結を求めることができる。

2 協定の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 温泉資源の適切な保護及び適正な利用に資する調査並びに報告の実施に関する事項

(2) 良好な自然環境の保全等に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する内容を達成するために必要な事項

3 発電事業者は、第1項により市長から協定の締結を求められた場合は、当該協定を締結するよう努めなければならない。ただし、既に同様の趣旨をその内容とする協定を市長との間で締結しているときはこの限りでない。

(報告、届出等)

第9条 第4条第1項の同意(第5条第1項によるものを含む。)を得た発電事業者(以下「同意を得た発電事業者」という。)は、発電設備を設置したときは、規則で定めるところにより定期的に当該設備の稼働状況等を市長に報告するものとする。

2 同意を得た発電事業者は、発電事業者の変更その他の規則で定める変更があったときは、規則で定めるところにより市長に届け出るものとする。

3 同意を得た発電事業者から発電設備又は発電に用いる蒸気及び熱水に係る権利を譲渡された発電事業者は、譲渡した発電事業者に係る本条例における地位を承継するものとする。

4 同意を得た発電事業者は、発電設備を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出るものとする。この場合において、当該発電事業者は、近隣の自然環境、生活環境等に配慮して当該発電設備の撤去又は廃棄を行わなければならない。

(現地調査等の実施)

第10条 市長は、同意を得た発電事業者が、第4条第6項に規定する条件(第5条第2項により読み替えて適用される場合を含む。)又は第8条の規定により締結した協定に違反した場合には、当該発電事業者に対し、必要と認められる情報を文書により提出することを求め、又は当該発電事業者の同意を得て現地調査を実施する(第13条第1項において「文書提出又は現地調査」という。)ことができるものとする。

(事故発生時の措置等)

第11条 発電事業者は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、規則で定めるところによりその内容を市長に報告しなければならない。

(1) 発電設備並びに発電に用いる蒸気及び熱水に関する事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。

(2) 発電設備並びに発電に用いる蒸気及び熱水から公害の原因となる物質が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。

2 前項の報告を行った発電事業者は、事故等の拡大及び再発防止のために必要な措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。

(勧告)

第12条 市長は、対象事業を実施する発電事業者で事業計画(変更事業計画を含む。以下この条において同じ。)を提出しないもの又は前条第1項又は第2項に規定する報告を行わない発電事業者に対し、事業計画の提出又は報告の実施を勧告することができる。

(公表)

第13条 市長は、第10条に規定する文書提出又は現地調査の要請又は前条に規定する勧告を受けた発電事業者が、正当な理由がなくこれに従わないときは、当該発電事業者の名称(前条に規定する勧告を受けた発電事業者は当該勧告内容を含む。)を公表することができる。

2 市長は、前項に規定する公表を行おうとするときは、あらかじめ当該発電事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(設置)

第14条 第4条第1項により提出された事業計画又は第5条第1項により提出された変更事業計画の調査審議を行うため、委員会を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、対象事業が周辺の温泉に及ぼす影響その他の規則で定める事項を調査するものとする。

(委員会の組織等)

第15条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 地域住民の代表

(3) 温泉関係団体代表者

(4) 環境関係団体代表者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第16条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第17条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第18条 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な説明又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第19条 委員会に、専門的事項を調査するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員のうち、第15条第1項第1号に規定する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、専門的事項の調査を終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。この場合において、委員会が特に求めるときは、当該時点における調査の結果を報告するものとする。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第17条第1項及び第18条中「委員会」とあるのは「部会」と、第17条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員会の庶務)

第20条 委員会の庶務は、企画部地域政策課が行う。

(情報の収集及び公開)

第21条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、発電事業者に対象事業の実施に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項により発電事業者から提供を受けた情報(同意を得た発電事業者に関する情報を含む。)の公開に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に温泉法第3条及び第11条の規定による申請を行っている発電事業者は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して30日以内に市長に事業計画を提出し、その同意を得なければならない。

(霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年霧島市条例第59号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成29年3月31日条例第20号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(霧島市温泉井検討委員会設置条例の廃止)

- 2 霧島市温泉井検討委員会設置条例(平成17年霧島市条例第27号)は、廃止する。

(霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年霧島市条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表中温泉井検討委員会委員(識見を有する者)の項を削り、「委員長(識見を有する者)」の次に「及び専門部会部会長」を、「委員会委員(識見を有する者)」の次に「及び専門部会部会員」を加える。